

# 復職に関する申立書

**記入例**  
訂正する場合は、二重線で削除をお願いします。訂正印は不要です。

※就労

み替えてください。

復職したい月をご記入ください

① 産後休業（産後パパ育休を含む）終了後、育児休業を取得予定の方へ

記入欄		
復職希望月		
令和	6年	4月

No.	記入欄
<b>保育園等の申込みにおいて復職をどの程度ご希望されますか？下記の(ア)・(イ)・(ウ)いずれかを記入し、下記のNo. 2～3を確認後□にチェックをお願いします。</b>	
1	<p>(ア) 提出された要件書類で指数算定を希望し、保育所等に入所できた場合、遅くとも入園月中に復職する。                      (「復職希望月」に申込書①の「利用希望月」と同じ月をご記入ください) → No.2～3を確認</p> <p>(イ) 「復職希望月」以降は復職を希望し、復職希望月の前月まで保育指数を父母ともに10点での利用調整を希望する。 → No.2～6を確認</p> <p>(ウ) 出産予定があり、「復職希望月」までは復職を希望せず、出産要件期間中は出産での指数算定を希望する。                      → No.2～6を確認</p>
2	<p>申込児童が保育園等に内定したときは、入園月の末日までに復職し、『復職証明書』を復職します（出産要件で内定の場合は不要）。</p>
3	<p>【下記の場合、退園となることがあります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入園月中に育児休業取得前と同じ条件で復職しなかった場合（育児短時間勤務等の場合を除く。）</li> <li>元の勤務先に復職せず転職・退職した場合</li> <li>正規の勤務時間とみなして指数を算定されていた方が、勤務日数を短縮あるいは1日6時間未満の育児短時間勤務で復職した場合（『保育利用のご案内』P32参照）</li> <li>利用調整月が産後休業に該当する場合（保育の必要性が就労で認定されている月の初日から出産日の翌日から起算して8週間を経過する日の月の末日まで）、算定されます。申込み時に申し出がなく、内定（入園を含む）した後に妊娠（出産）が判明した場合、内定取消しまたは退園となることがあります。出産要件で内定した場合、内定月中の復職は不要となります。</li> </ul>
<b>No. 1で(イ、ウ)を選択された方は下記のNo.4～6を確認後□にチェックをお願いします。</b>	
4	<p>上記No. 1「(イ、ウ)」を選択した場合、『就労証明書』等の保育を必要とする証明書提出の有無に関わらず、利用調整月が「復職希望月」に該当するまでは保護者ともに保育指数を10点とし、加算の調整指数は適用しません。ただし、ウを選択した場合、出産要件期間は提出された要件書類で指数算定を行い、加算の調整指数は適用します。</p>
5	<p>利用調整は、指数の高い児童から順に内定を出します。保育指数10点を適用した場合でも、希望保育園の申込み状況によっては内定となる場合があります。内定した場合は、入園月の末日までに</p>
6	<p>内定を辞退した場合は、『保育利用保留通知書』を交付することはできません。</p>

左記No.1の内容をご確認いただき、(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかをご記入をお願いします。

内容をご確認の上チェックをお願いします。

No.1で(イ)または(ウ)を選択した場合、内容をご確認の上チェックをお願いします。

## ② 産後休業（産後パパ育休を含む）終了後、育児休業を取得せずに直ちに復職される方へ

※産後休業とは、労働基準法に基づく産後休業期間のことをいいます。

No.	確認済
<b>下記のNo.1～2を確認後□にチェックをお願いします。</b>	
1	<p>申込児童が保育園等に内定したときは、産後休業終了後、直ちに復職し、育児休業を取得しません。また、『復職証明書』を復職後14日以内に提出します。 ※利用調整時の保育指数は就労要件で算定されます。</p>
2	<p>下記の場合、退園となることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出産された児童の預け先が見つからず、復職できない場合（出産児童の月齢によっては、復職が必要な月に練馬区への申込みができない場合があります。）</li> <li>産後休業（産後パパ育休を含む）後、出産された児童にかかる育児休業を取得する場合</li> </ul>

育児休業を取得せず、産後直ちに復職する方のみチェックをお願いします。

練馬区教育委員会教育長 宛て

保育園等の利用申込みに当たり、保護者全員同意のうえで申し立てます。

なお、上記①のNo.3または②のNo.2に該当した場合には、退園することに異議はあり

令和 5 年 11 月 1 日

住所 練馬区豊玉北△-△-△ ○○ハイツ ○○号

復職する勤務先

○○株式会社

※派遣社員の方は派遣元を記入してください。

保護者氏名

練馬太郎